

水道料金の改定について

1 水道事業の現状と見通し

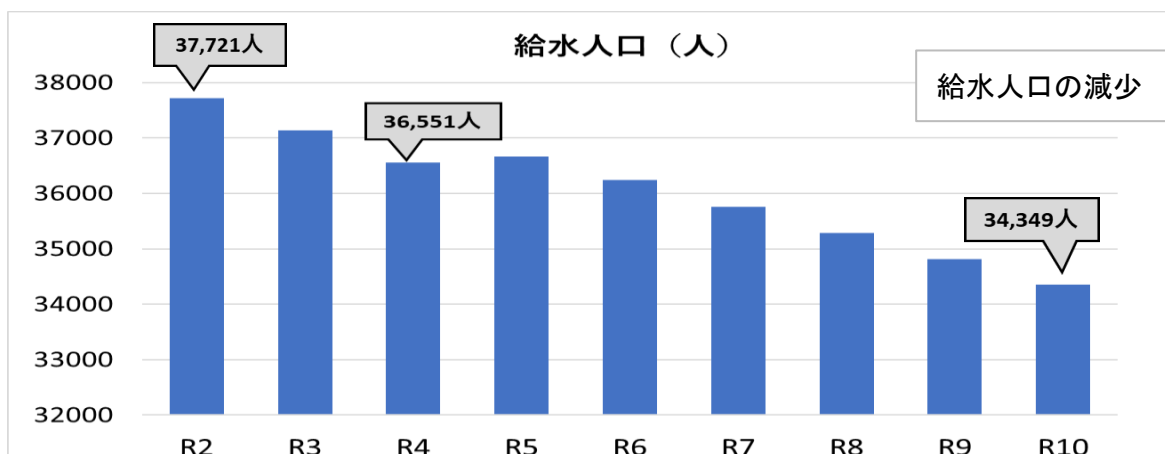
(1) 事業概要(数値は令和4年度末現在)

- ① 給水人口は36,551人。水道普及率は91.0%
- ② 水道管の延長は約572km その内設置後40年以上経過した老朽管が約162km
- ③ 取水施設:27箇所 配水施設:124箇所
- ④ 令和元年度から料金回収率が100%を下回り、料金収入で給水費用が賅えない状況
- ⑤ 現金預金の減少

(2) 水需要の動向について(料金改定をしなかった場合)

(各年度末現在)

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
給水収益(千円)	765,880	756,794	744,378	746,935	738,498	729,428	720,202	711,146	702,399
給水人口(人)	37,721	37,131	36,551	36,663	36,238	35,759	35,281	34,811	34,349
給水戸数(戸)	18,055	17,999	17,947	17,784	17,775	17,744	17,713	17,680	17,652
有収水量(千 m^3)	4,524	4,462	4,380	4,438	4,388	4,334	4,279	4,225	4,173
平均有収水量(m^3)	20.9	20.7	20.3	20.8	20.6	20.4	20.1	19.9	19.7

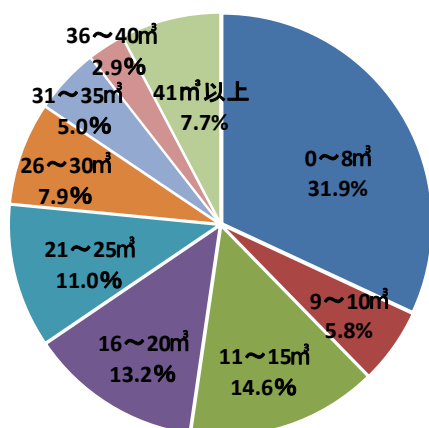


(3) 使用量の傾向について

小口水量(0~8 m^3)の増

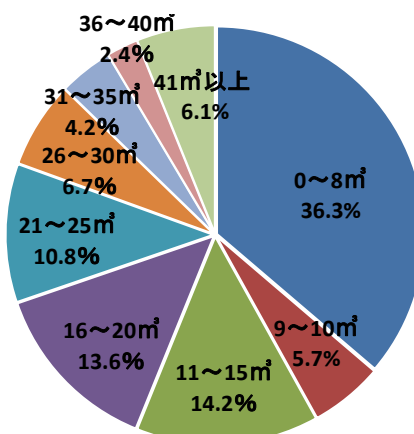
平成26年3月調定における

使用水量別シェア



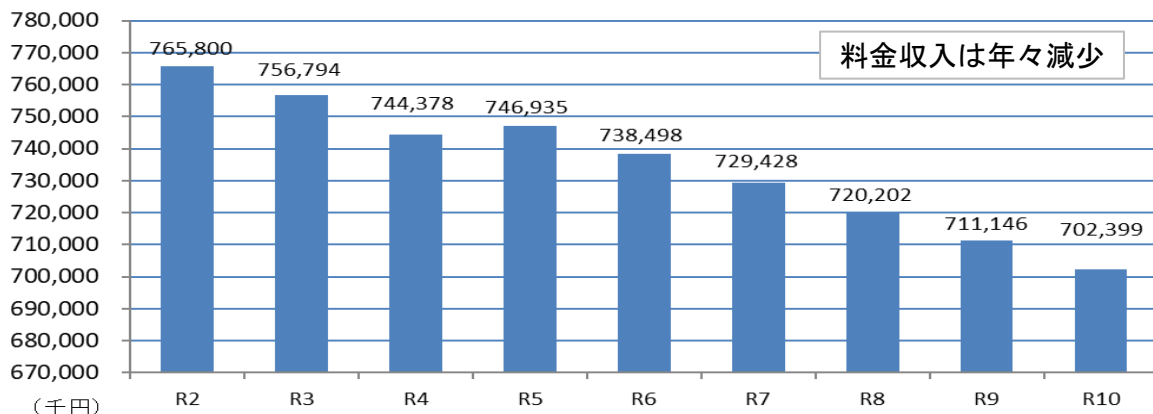
令和5年3月調定における

使用水量別シェア

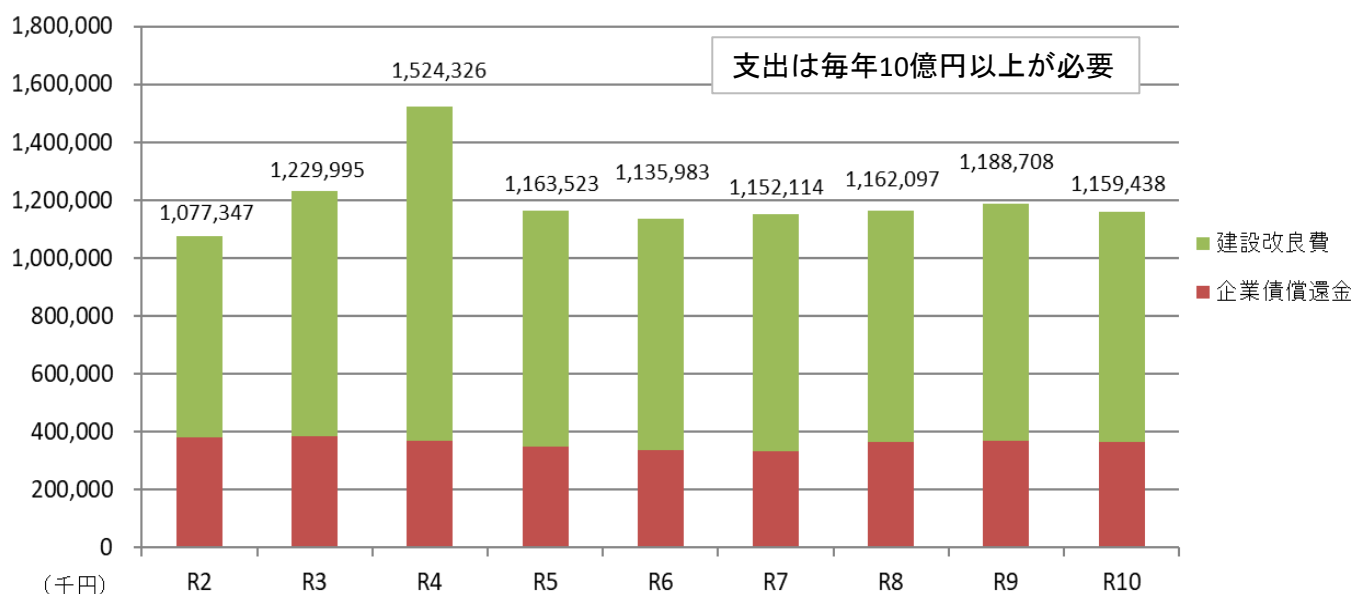


(4) 水道料金収入・資本的支出の見込みについて

水道料金収入の見込み(料金改定をしなかった場合)



資本的支出の見込み



(5) 経営収支計画について

【料金改定をしなかった場合】

(単位:千円)

年度	R2(簡水統合)	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
収益	1,048,436	1,041,612	1,056,325	1,014,278	1,002,813	990,184	975,326	964,352	959,604
費用	1,042,273	1,003,179	1,004,804	1,011,841	1,021,608	1,036,594	1,039,548	1,053,447	1,051,518
当年度純損益	6,163	38,433	51,521	2,437	△ 18,795	△ 46,410	△ 64,222	△ 89,095	△ 91,914
料金回収率(%)	92.9	96.4	96.9	91.6	89.1	86.0	83.9	80.8	79.3
現金預金	403,557	324,893	364,186	168,013	46,171	△ 95,414	△ 316,370	△ 558,032	△ 790,647

【料金改定をした場合】

(単位:千円)

年度	R2(簡水統合)	R3	R4	R5	R6(料金改定)	R7	R8	R9	R10
収益	1,048,436	1,041,612	1,056,325	1,014,278	1,115,805	1,101,787	1,085,518	1,073,158	1,067,073
費用	1,042,273	1,003,179	1,004,804	1,011,841	1,021,608	1,036,594	1,039,548	1,053,447	1,051,518
当年度純損益	6,163	38,433	51,521	2,437	94,197	65,193	45,970	19,711	15,555
料金回収率(%)	92.9	96.4	96.9	91.6	102.7	99.1	96.7	93.1	91.5
現金預金	403,557	324,893	364,186	168,013	273,445	243,464	132,701	△ 155	△ 125,301

※料金回収率とは、供給単価(水道水1m³の販売単価)÷給水原価(水道水1m³あたりの製造単価)回収率が100%を下回ると、水道料金収入だけで経費を賄っていない状況を表す。

(6) 水道事業の課題と今後の見通し

- ① 水道事業は、水道料金を主たる収入源として独立採算により事業運営しているが、給水人口の減少や節水機器の普及により今後も料金収入の減少が続く見込み
- ② 経常収支計画については、現行料金のままであれば、令和6年度から純利益はマイナスとなる
また、料金回収率は令和元年度から100%を下回り、現金預金は令和7年度からマイナスとなる
料金改定を実施した場合、令和10年度までは当期利益が出る見込みだが、料金回収率は令和6年度に100%を超えるものの、令和7年度から100%を下回り、現金預金については年々減少し、令和9年度からは不足する見込み
- ③ 資本的支出については、施設の更新費用は減少とならない。加えて、水道施設の事故や災害が発生した場合における復旧費用や、企業債の支払い等に充てるための資金確保が必要

2 水道料金改定について

(1) 改定の基本的な方針

- ① 大洲市内の水道料金を統一
- ② 大洲市全体で水道料金を平均約15%引き上げる
- ③ 引き続き、水道メーターの口径で料金を設定する「口径別料金体系」と、使った水の量が多くなるほど1㎡あたりの料金が段階的に高くなる「逦増型従量料金」の二部料金制を採用

(2) 水道料金新旧対照(消費税及び地方消費税抜きの表示)

①【各地域ごとの現行料金】

○大洲地域

種別	料金(1月につき)				
	基本料金			超過料金(1㎡につき)	
	水量 (㎡)	口径 (mm)	料金 (円)	水量 (㎡)	料金 (円)
一般用	8	13	1,000	8~10	100
		20	1,450		
		25	1,750	10~20	155
		30	2,850	20~40	170
		40	4,250	40~	185
		50	6,550		
		75	12,600		
		100	25,000		
150	30,000				
銭湯用	100	—	6,000	100~	100
臨時用	1	—	330	1~	330

○長浜地域

種別	料金(1月につき)				
	基本料金			超過料金(1㎡につき)	
	水量 (㎡)	口径 (mm)	料金 (円)	水量 (㎡)	料金 (円)
一般用	8	13	1,200	8~10	150
		20	1,850		
		25	2,220	10~20	160
		30	3,480	20~40	170
		40	5,070	40~	200
		50	7,880		
		75	15,130		
銭湯用	100	—	7,200	100~	100
臨時用	1	—	230	1~	230

○肱川地域

種別	料金(1月につき)				
	基本料金			超過料金(1㎡につき)	
	水量 (㎡)	口径 (mm)	料金 (円)	水量 (㎡)	料金 (円)
一般用	8	13	1,000	8~10	100
		20	1,450		
		25	1,750	10~20	155
		30	2,850	20~40	170
		40	4,250	40~	185
		50	6,550		
		75	12,600		
臨時用	1	—	330	1~	330

○河辺地域

種別	料金(1月につき)				
	基本料金			超過料金(1㎡につき)	
	水量 (㎡)	口径 (mm)	料金 (円)	水量 (㎡)	料金 (円)
一般用	8	13	1,000	8~10	100
		20	1,450		
		25	1,750	10~20	125
		30	2,850	20~40	135
		40	4,250	40~	150
		50	6,550		
		75	12,600		
臨時用	1	—	330	1~	330

②【改正後の水道料金】

○大洲市全域

種別	料金(1月につき)				
	基本料金			超過料金(1m ³ につき)	
	水量 (m ³)	口径 (mm)	料金 (円)	水量 (m ³)	料金 (円)
一般用	8	13	1,300	8～10 10～20 20～40 40～	160 170 180 200
		20	1,950		
		25	2,320		
		30	3,580		
		40	5,170		
		50	7,980		
		75	15,230		
		100	30,000		
		150	36,000		
銭湯用	100	—	7,200	100～	120
臨時用 船舶用	1	—	380	1～	380

③【水道料金新旧比較表・口径13mm 1ヶ月20m³使用の場合(消費税10%含む)】

地域名	現 行	改定後	増 額
大洲地域 肱川地域	3,025円	3,652円	627円
長浜地域	3,410円	3,652円	242円
河辺地域	2,695円	3,652円	957円

※口径13mm・・・一般家庭用

20m³使用・・・使用量は20m³以内が70%を占める

(3)新しい料金の適用時期

令和6年4月使用分(令和6年6月請求分)から適用